

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成19年9月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	中原北地区	平成19年2月13日
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道事業)	中原南地区	平成19年4月27日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	杉安地区	平成19年2月13日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	本谷地区	平成19年2月13日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	浦山北地区	平成19年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	本村北地区	平成19年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	西神内東地区	平成19年3月30日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	奥中谷地区	平成19年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	葛谷南地区	平成19年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	池田利国地区	平成19年1月13日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	本谷池地区	平成19年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	大糸池地区	平成19年2月13日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	東神内池地区	平成19年3月30日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	中原地区	平成19年3月30日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	金毘羅池地区	平成19年4月16日